

施行期日 2020年10月1日

最終改正 2025年6月30日

一般社団法人日本思春期学会定款の第3条（目的）に基づき、思春期学の学術的発展を促進するため、日本思春期学会教育委員会に小委員会として研究倫理審査委員会を設置する。研究倫理審査に関する申請、審査方法等について、必要な事項を次のとおり定める。

1 申請の対象となる研究

原則として下記のいずれも満たす研究とする。

- (1) 人を対象とする研究
- (2) 着手前の研究
- (3) 発表前の研究

2 申請が可能な者

原則として下記のいずれも満たす者とする。

- (1) 日本思春期学会会員であること
- (2) 同上会員歴が1年以上あること

3 申請方法

下記の手続きは全て日本思春期学会事務局を経由する。なお、(4)と(5)の手続きに関しては複数回の往復となる場合がある。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 事前相談 | [申請者→研究倫理審査委員会] |
| (2) 受付 | [研究倫理審査委員会→申請者] |
| (3) 審査申請書類提出 | [申請者→研究倫理審査委員会] |
| (4) 意見送付 | [研究倫理審査委員会→申請者] |
| (5) 修正書類提出 | [申請者→研究倫理審査委員会] |
| (6) 結果通知 | [研究倫理審査委員会→申請者] |

4 審査に要する費用

申請方法の(3)審査申請書類提出時に1万円を要する。

5 申請の時期

- (1) 申請締切は奇数月の第4水曜日とする
- (2) 研究倫理審査委員会は申請があった場合、申請翌月に開催する

6 申請書類

- (1) 審査申請書（様式1）
- (2) チェックリスト（様式2）

- (3) 研究計画書
- (4) 研究説明書、同意書等その他必要な書類

7 研究倫理審査委員会の構成

下記の5～8名とする。

- (1) 教育担当副理事長
- (2) 教育委員会担当理事
- (3) 教育委員会担当幹事
- (4) 日本思春期学会幹事長
- (5) 外部委員

8 審査方法

- (1) 書面審査を対面会議、もしくはオンライン会議併用で行う
- (2) 会議は審査委員の過半数以上（4名以上）の出席によって成立する
- (3) 結果は「承認」「要修正」「不承認」の3分類とする
- (4) 結果は合議により判断する

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2020年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2022年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2023年3月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2025年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、2025年6月30日から施行する。